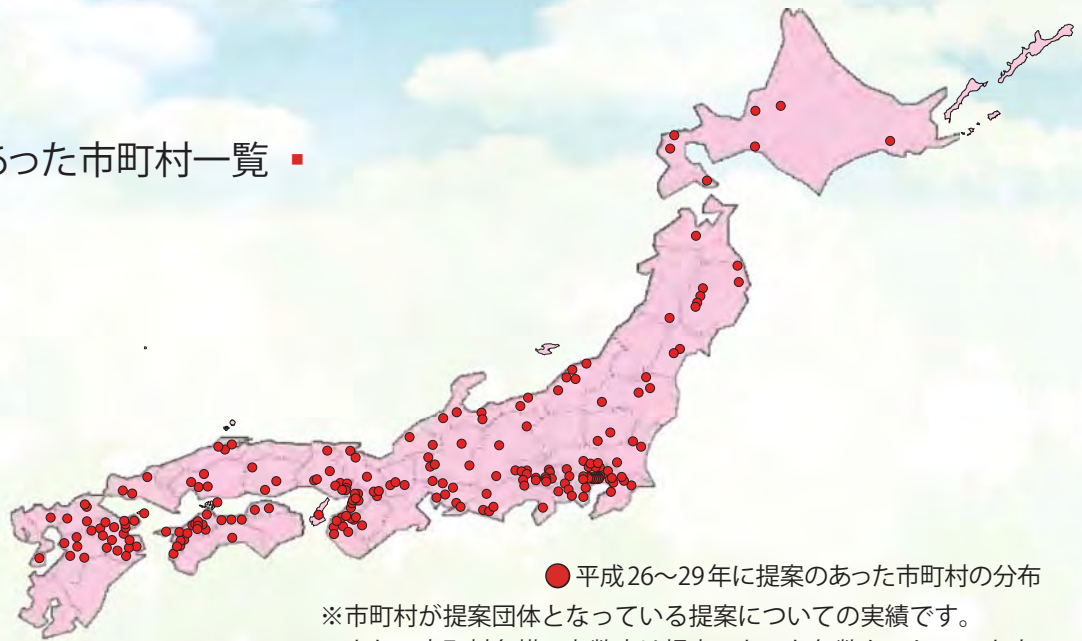


■ 提案のあった市町村一覧 ■



● 平成26～29年に提案のあった市町村の分布

※市町村が提案団体となっている提案についての実績です。
また、市町村名横の丸数字は提案のあった年数を示しています。

北海道

- 函館市
- 釧路市②
- 苫小牧市
- 芦別市
- 当別町
- 今金町
- 島牧村

青森県

- 黒石市

岩手県

- 花巻市
- 北上市
- 奥州市
- 矢巾町
- 岩泉町
- 洋野町

宮城県

- 仙台市②
- 川崎市

秋田県

- 湯沢市

福島県

- 福島市
- 郡山市③
- 二本松市
- 南会津町

茨城県

- 笠間市②

- 守谷市
- 茨城町

栃木県

- 宇都宮市②
- 栃木市②

埼玉県

- さいたま市③
- 川崎市
- 川口市
- 草加市
- 越谷市
- 新座市

千葉県

- 千葉市③
- 船橋市
- 松戸市
- 市原市
- 鎌ヶ谷市
- 山武市
- 酒々井町
- 栄町

東京都

- (23区)
- 八王子市③
- 三鷹市③
- 青梅市
- 狛江市②

神奈川県

- 横浜市④
- 川崎市②
- 相模原市③
- 茅ヶ崎市③
- 厚木市
- 松田町

新潟県

- 新潟市②
- 長岡市④
- 加茂市
- 燕市
- 妙高市
- 上越市
- 聖籠町

富山県

- 高岡市④
- 滑川市②
- 立山町

石川県

- 金沢市②

福井県

- 福井市②
- 大野市

山梨県

- 市川三郷町
- 早川町
- 身延町②
- 南部町②
- 富士川町
- 昭和町
- 道志村
- 西桂町
- 忍野村
- 山中湖村
- 鳴沢村
- 富士河口湖町
- 小菅村
- 丹波山村

長野県

- 飯田市
- 須坂市②
- 塩尻市

岐阜県

- 岐阜市③
- 高山市
- 中津川市②
- 瑞穂市②
- 本巣市

静岡県

- 浜松市②
- 磐田市
- 掛川市
- 袋井市
- 伊豆市

愛知県

- 豊橋市②
- 一宮市
- 半田市
- 春日井市
- 豊川市
- 豊田市④
- 安城市

滋賀県

- 近江八幡市②
- 草津市
- 東近江市

京都府

- 京都市④
- 舞鶴市
- 宇治市
- 宮津市
- 八幡市
- 木津川市

大阪府

- 大阪市②
- 堺市④
- 池田市
- 松原市②

- 箕面市②
- 高石市
- 熊取町

兵庫県

- 神戸市③
- 姫路市
- 尼崎市
- 洲本市②
- 伊丹市②
- 豊岡市
- 川西市②
- 小野市
- 三田市②
- 多可町
- 太子町

奈良県

- 野迫川村

和歌山県

- 和歌山市②
- 橋本市
- 御坊市
- 田辺市
- 紀の川市
- 岩出市
- かつらぎ町
- 九度山町
- 湯浅町
- 有田川町

島根県

- 松江市
- 出雲市
- 雲南市

岡山県

- 岡山市
- 倉敷市②
- 新見市③

広島県

- 広島市③
- 東広島市②
- 安芸高田市
- 海田町

山口県

- 宇部市
- 萩市
- 山陽小野田市

香川県

- 丸亀市
- 三豊市③

愛媛県

- 松山市④
- 今治市②
- 宇和島市
- 八幡浜市②
- 新居浜市
- 西条市
- 大洲市
- 伊予市
- 四国中央市
- 西予市②
- 東温市
- 上島町
- 久万高原町
- 松前町②
- 砥部町
- 内子町
- 伊方町
- 松野町
- 鬼北町
- 愛南町②

高知県

- 高知市

福岡県

- 直方市
- 田川市
- 小都市
- 添田町

佐賀県

- 佐賀市

長崎県

- 長崎市②

熊本県

- 熊本市③
- 山鹿市
- 合志市
- 長洲町
- 山都町

大分県

- 大分市④
- 別府市
- 中津市②
- 日田市
- 佐伯市
- 臼杵市
- 津久見市
- 竹田市
- 豊後高田市
- 杵築市
- 宇佐市
- 豊後大野市
- 由布市
- 国東市
- 姫島村
- 日出町
- 九重町②
- 玖珠町

② 実現するに至った主な提案例

地方から受け付けた提案の中には、提案どおりに実現するものばかりではなく、提案の一部が実現したり、当初とは異なる形で決着するもの、現行規定で対応可能であることが判明し、そのことを明確化するための通知を発出するものなど、さまざまです。以下に、これらの代表例を紹介します。

提案どおりに実現

平成26年の事例

事例

麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可

法律改正 提案主体：福井県、熊本県、佐賀県、大分県、長野県、京都府、兵庫県

提案実現前

- 麻薬小売業者（薬局）間の医療用麻薬の譲渡に係る許可は、国（地方厚生局）が実施

権限	国	都道府県
薬局の麻薬小売業者免許		○
薬局間の医療用麻薬の譲渡許可	○	
薬局の開設許可		○※

※第2次一括法により、保健所設置市まで移譲済み（平成25年4月1日施行）

支障

- 譲渡に係る許可申請を県外の地方厚生局に行うことに伴う薬局の負担
- 都道府県は、許可したとの情報を事後に知らされるため、都道府県が独自に行う監視指導の時期と合わないなど非効率

見直し

提案実現後

権限	国	都道府県
薬局の麻薬小売業者免許		○
薬局間の医療用麻薬の譲渡許可		○
薬局の開設許可		○

効果

- 薬局の麻薬小売業者免許と譲渡に係る許可権限をワンストップ化
- 譲渡許可の取得促進により、医療用麻薬の円滑かつ適正な流通と在宅緩和ケア体制の充実を推進

実現のポイント

- 不正流通等の最新の手口に精通する地方厚生（支）局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があるとの所管省庁の指摘に対して、提案例が、具体的な支障を指摘の上、都道府県が果たす積極的な役割について効果的に主張できた。
- 患者への迅速な薬剤提供、在宅緩和ケアの充実という地域からの発想に根ざした主張ができたこと。

事例

平成27年の事例

公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化

法律改正等 提案主体：豊田市、松山市

提案実現前

- 地域によって入居待機者数や収入超過者数、民間の家賃水準に差があるにもかかわらず明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準は政令で全国一律に規定
注：入居基準は条例委任されている（第1次分権一括法）

支障

入居収入基準を超過した世帯の退去が進まない

※住宅困窮者が入居できない

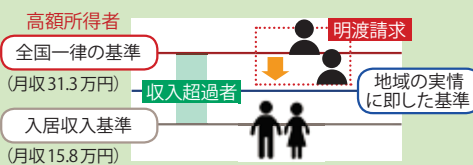
公営住宅

入居待機者

見直し

提案実現後

- 一定の範囲内で地方公共団体が条例で定めることにより、地域の実情を踏まえた基準設定が可能



効果

退去

入居

公営住宅の適切な管理運営

実現のポイント

- 提案側が、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など、具体的な支障事例を提示することができた。
- また、第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされたことを踏まえ、明渡し請求の基準も条例委任とすることで、更なる地方公共団体の自主性の強化と自由度の拡大を図るという地方分権をさらに推し進めるための、法的な論点も提示できたこと。



事例

平成28年の事例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲(都道府県→指定都市)

法律改正 提案主体:指定都市市長会

提案実現前

●認定こども園の認可・認定権限

幼保連携型	都道府県・指定都市・中核市
幼稚園型	都道府県
保育所型	都道府県
地方裁量型	都道府県

見直し

提案実現後

幼保連携型	都道府県・指定都市・中核市
幼稚園型	都道府県・指定都市 [※]
保育所型	都道府県・指定都市 [※]
地方裁量型	都道府県・指定都市 [※]

※平成30年4月1日施行

支障

事業者

幼保連携型以外は…
設立の時の窓口が2箇所
(都道府県と市町村)

※施設型給付費の給付に係る施設としての確認は市町村が窓口(子ども・子育て支援法第31条)



指定都市

子育て環境に係る事業計画を作っているのに…

受け皿の確保に直接関与できない

※市町村は区域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画の策定権限を有する(子ども・子育て支援法第61条)



効果

事業者

行政窓口の一本化
事業者の利便性の向上



指定都市

計画に応じた機動的な施設整備
地域の実情に応じた子育て環境の充実



実現のポイント

- 本提案は提案募集方式が導入される前から指定都市から移譲を求める声があったが、提案募集において、指定都市が主体的な子育て施策を進める上で支障となっている事実や、指定都市の総意として提案されてきたことで関係府省の方針を変化させることができた。

事例

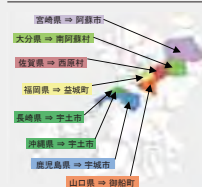
平成29年の事例

被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市区町村が一体となって被災市区町村への支援を行うことの明確化

提案主体:九州地方知事会

提案実現前

被災市区町村ごとに支援元を定める「対口支援方式」による一体的支援の有効性を熊本地震で確認



☆必要な応援人員を迅速かつ効果的に派遣する仕組みとして機能

☆応援担当県が区域内市区町村と共に一貫して責任をもって特定の被災市区町村を担当することで**継続的に支援する仕組み**として機能

見直し

提案実現後

被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市区町村が一体となって被災市区町村への支援を行うことを明確化



支障

法律上に明確な根拠となる規定が存在しないため、派遣を逡巡する地方公共団体も存在

- ・派遣の根拠が不明確
- ・派遣時の費用負担の在り方が不明確
- ・派遣時の指揮監督権の在り方が不明確

効果

派遣の根拠や費用負担・指揮監督権の在り方が明確化

地方公共団体間の自主的・主体的な広域応援体制を強化し、迅速かつ効果的・継続的な被災地支援を加速

実現のポイント

- 提案側が、平成28年熊本地震において、被災市区町村ごとに支援元を定める「対口支援方式」による一体的支援の有効性を確認できたことを主張できた。
- 提案側が、法律上に明確な根拠となる規定が存在しないため、応援職員の派遣に係る費用負担等が不明確であり、派遣を逡巡する地方公共団体も存在したという具体的な支障事例を提示できた。

※「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)に基づく。

2 提案募集方式について
知りたい

提案の一部が実現、当初とは異なる形で決着

事例

平成26年の事例

市町村水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲

政令改正等 提案主体：福島県、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、中国地方知事会

提案実現前

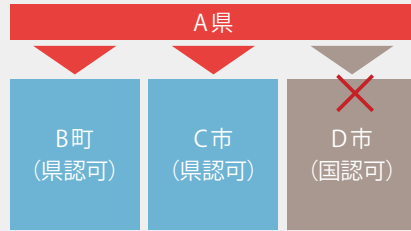
- 水道事業の認可・監督権限が国と都道府県に分離
(カッコ内は平成24年度の認可対象事業者数)

給水人口5万人超の水道事業	国 (約400 (※))
給水人口5万人以下 〃	都道府県 (約7,000)

※水利調整を要しない水道事業は全て都道府県認可

支障

- 都道府県内の水道事業の一体・広域的監督が困難



見直し

提案実現後

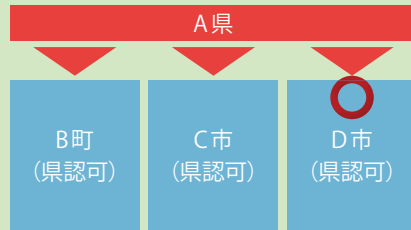
- 水道事業基盤強化計画(仮称)を策定し、業務の監視体制を十分に整える都道府県に対し権限移譲 (手挙げ方式)

給水人口5万人超	水利調整が必要	国 (約100)
	都道府県内で水利調整が完結 (※)	希望する都道府県 (手挙げ方式) (移譲対象となり得るもの：約300)
給水人口5万人以下		都道府県 (約7,000)

※都道府県が経営主体であるものは移譲対象外
※都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業は、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合に移譲対象となる

効果

- 都道府県主導で、各水道事業に共通の課題を解決



課題

- 水需要の減少に伴う経営合理化
- 老朽化施設の更新・耐震化

実現のポイント

- 業務の監視体制や重要施策(耐震化、長期的視点での資産管理等)の実施状況に都道府県間でばらつきがあり、一律の権限移譲は困難であったことから、手挙げ方式(希望する地方公共団体に選択的に移譲)を導入した。
- 提案側が、都道府県が広域的に果たす役割の重要性について効果的に主張できた。
 - ▶ 近年、水道事業が水需要の減少に伴う経営合理化や老朽化施設の更新・耐震化等の課題に直面しており、厚生労働省も「新水道ビジョン」(平成25年3月)において、これらの課題の解決に際し都道府県に広域的な事業間調整等の役割を果たすよう求めている点を指摘。